

■佐賀県薬剤師会「薬剤師奨学金制度」の概要

今回、佐賀県薬剤師会が創設した奨学金制度は、佐賀県の補助金を受けて、5年生、6年生で在学中の佐賀県出身の薬学生を対象に「奨学金を貸与する制度」ですが、この制度の大きな特徴は、薬剤師免許取得後、佐賀県薬剤師会が指定する県内の薬局等（指定薬局等）で薬剤師として一定期間従事していただくと、奨学金の返還は全額免除されるというものです。

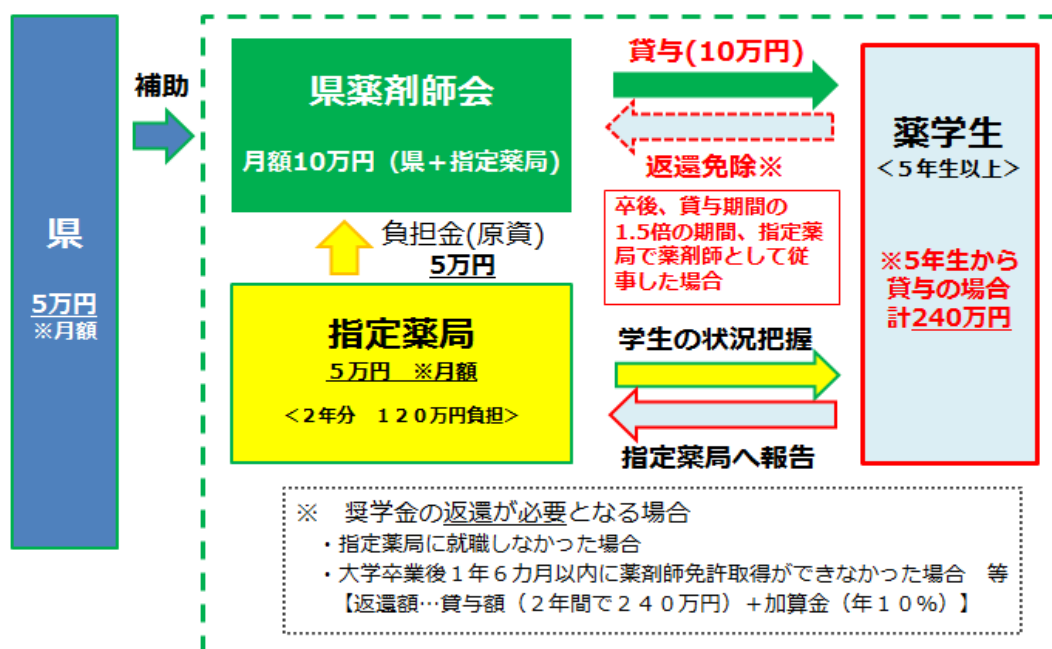
なお、この制度では、薬局における在宅医療の推進に必要と試算した薬剤師50人程度を確保することを目的として、毎年10人程度に貸与することとしています。

○貸与額：1人当たり120万円／年

○貸与期間：原則として5～6年生の2年間（6年生の1年間だけでも可）

○返還免除：指定薬局等で「貸与年数×1.5倍」の期間の就業が必要

佐賀県薬剤師会の奨学金制度イメージ



※ 奨学金制度に関する資料は佐賀県薬剤師会HP（<http://www.sagayaku.or.jp>）に掲載しています。

■申込みから契約までの流れ

佐賀県薬剤師会が薬学生と指定薬局等のマッチング（薬学生と指定薬局等の開設者が連絡を取る、又は面談をすることで最適な相手を探す手続き）のお世話を行います。

薬学生がエントリーシートを提出後、面談やマッチングセミナーにより、薬学生と指定薬局等のマッチングを行い、マッチングが成立した薬学生には新年度4月になってから、奨学金貸与の申請を行っていただきます。

正式に奨学金貸与が決定したら、佐賀県薬剤師会、薬学生、指定薬局等の開設者の3者で奨学金貸与契約を締結します。

1 エントリーシートの提出（申込み）

- 資料のエントリーシートを佐賀県薬剤師会にお送りください。様式は佐賀県薬剤師会のHPからダウンロードできます。メールでも申込みはできますが、写真については画像を取り込むか、後日、郵送するなどして、必ず貼付するようにしてください。

※エントリーを取り消す場合は薬剤師会事務局にお尋ねください。

2 指定薬局の選択（マッチングの開始）

- 「佐賀県薬剤師会指定薬局等一覧」から将来の勤務地も考慮し、薬局を選択してください。詳しいこと知りたい場合は学生から薬局へ直接問い合わせすることもできます。なお、指定薬局から学生に連絡をとることはマッチングセミナー開催日まで禁止しています。

3 マッチングセミナーに参加

- マッチングセミナーにご参加ください。セミナーでは奨学金制度の説明と指定薬局から直接話を聞くことができます。

4 マッチングの成立

- 学生と指定薬局の双方がマッチングに同意成立した場合は、翌年4月に必要書類を添付して「薬剤師奨学金貸与申請書」を提出してください。

※ マッチング成立が予定数を越えた場合は抽選を行います。

5 奨学金貸与に係る三者契約

- 佐賀県薬剤師会、指定薬局開設者と学生の三者の間で奨学金貸与の契約を行います。その際には、連帯保証人2名を立てて頂きます。

